

平成11年 第4回臨時会

# 厚岸町議会会議録

平成11年11月22日 開会  
平成11年11月22日 閉会

( 本 会 議 )

厚 岸 町 議 会

平成11年厚岸町議会 第4回臨時会会議録		
招 集 期 日	平成11年11月22日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 事 堂	
開催日時	開 会	平成11年11月22日 午前10時00分
	閉 会	平成11年11月22日 午前11時52分

## 1. 出席議員並びに欠席議員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	高 橋 敏 晃	○	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	○	12	高 畠 一 美	○
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	○
4	稲 井 正 義	○	14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	15	菊 池 賛	○
6	真里谷 誠 治	○	16	音喜多 政 東	×
7	池 田 實	○	17	秋 山 之 男	○
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 崎 正 之	○	20	松 岡 安 次	○

以上の結果、出席議員 19名 欠席議員 1名

## 1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	大 平 裕 一		
議事係長	板 屋 英 志		

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	澤田昭夫	病院事務長	徳村正隆
助役	鈴木英世		
収入役	君澤英二		
総務課長	大沼隆		
企画財政課長	黒田庄司		
保健福祉課長	斉藤健一		
環境政策課長	西野清		
監査委員	松見幸男		
教育長	小野寺英樹		
教育委員会 管理課長	藤田稔		
教育委員会 生涯学習課長	板橋正樹		
教育委員会 体育振興課長	大野繁嗣		
教育委員会 指導室長	齋藤晃		
水道課長	風呂谷一三		

1. 会議録署名議員

議席17番	秋山之男	議席18番	中屋敦
-------	------	-------	-----

1. 会期

11月22日から11月22日までの1日間（休会 <del>＝</del> 、なし）
---

1. 議事日程及び付議事件  
別紙のとおり

1. 議事の顛末  
別紙のとおり

厚岸町議会第4回臨時会議事日程

(11・11・22)

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
追加		教育行政報告
第3	発議案第4号	介護保険制度調査特別委員会の設置について
第4	発議案第5号	厚岸町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第5	議案第64号	財産の取得について
第6	議案第65号	財産の取得について
第7	議案第66号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第8	議案第67号	教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
第9	議案第68号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について制定について
第10	議案第69号	厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の
追加		緊急質問

議長 ただいまより、平成11年厚岸町議会第4回臨時会を開会いたします。  
開会時刻10時00分

議長 直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、17番 秋山議員、18番 中屋議員を指名いたします。

議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

議長 只今、教育長より緊急に教育行政報告をしたい旨の申し出がなされております。  
お諮りいたします。  
教育行政報告を日程に追加し、追加日程として直ちに申し出を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって教育長の行政報告を日程に追加し、直ちに議題といたします。  
教育長の行政報告を許します。  
教育長。

教育長 厚岸中学校教頭の死去についての行政報告を申し上げたいと思っております。  
既に新聞でご承知かと思っておりますけれども、11月19日金曜日であります。厚岸中学校教頭 佐々木隆幸先生が梅香町の公宅の居間で首を吊っているのを、妻であります釧路

市昭和小学校養護教諭 佐々木香瑤子さんが、午後5時45分ごろ帰宅し発見し、直ちに119番通報をし、救急車にて町立厚岸病院に運ばれましたが、既に死亡していたものがあります。

検死に当たった厚岸警察署によりますと、死亡された教頭先生のポケットに「疲れた」と書いてあるメモが入っていたことから、自殺したのではないかということでもあります。

佐々木教頭先生は、本年4月に白糠町立白糠小学校の教頭から、厚岸中学校の教頭として着任したところでありますが、性格はもの静かで誠実な人柄でありましたし、教頭としての職務においても校長を補佐し、その職務を全うしていたと伺っております。

このように、自ら命を絶たなければならなかった原因につきましては、現在、学校においても教育委員会においても定かな事は知り得ることは出来ませんが、校長先生の話によりますと「責任感の強い教頭先生であり、生徒指導などを統括する立場で、悩みを抱えていたかもしれない」とのことでもあります。

いずれに致しましても、この様な誠に残念な事故が発生した事実を事実としてしっかり認識し、今後におきましても、学校と教育委員会が十分な連携態勢を維持しながら、学校経営の健全化に一層努力し、この様なことが二度と起こらないよう努めて参りたいと考えております。

以上で行政報告を終わらせて頂きます。

議長 これより教育行政報告に対する質疑を行います。

なお、報告に対する質疑は、厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり、内容の疑義を質す程度にとどめて頂きます。

ご質問ございませんか。

9番。

9番 今のお亡くなりになりました事実につきましては、それ以上云々する事は出来ませんね。それ以上の質問は絶対にいけないものなのではないでしょうか。そのへんはどれくらいの中ですか、ちょっとお知らせ願いたいと思っております。

議長 できればですね、近くに12月の定例会があります。その定例会の一般質問等でやって頂ければ、もっと実の濃い質疑が出来るのではなかろうかと思っております。

(「暫時休憩してください」の声あり)

議長 休憩いたします。 休憩時刻10時06分  
再開いたします。 再開時刻10時09分

議 長 教育長。

教 育 長 今、木村議員から申し出がありました内容につきましては、これはやはり学校の事情  
もありますから、十分に学校で協議をして事実関係をはっきりして、それはそれとして  
です。受け止めて、その内容について、学校のあれについては別な機会に報告をしたい  
と考えております。

議 長 他にございませんか。

( な し )

なければ次に進みます。

議 長 日程第3、発議案第4号 介護保険制度調査特別委員会の設置についてを議題といた  
します。

職員朗読を行います。

議事係長 職員朗読（朗読内容省略）

議 長 提出者であります高橋議員より提案理由の説明を求めます。

1 番 1 番 貴重な時間を大変恐縮に存じます。

ただいま上程いただきました発議案第4号 介護保険制度調査特別委員会の設置につ  
いて、その提案理由の説明を申し上げます。

平成12年4月より実施されます介護保険制度については、40歳以上のすべての住民が  
加入となりますが、制度の細部についてはまだ未定の部分もあり、制度が多くの住民に  
理解されている状況とはなっていません。保険が順調に運営されるためには、制度の仕  
組みの周知や理解、納得が必要と考えます。私共、議員といたしましても、この保険制  
度が住民にとってより良い制度となるよう、議長を除く全議員による特別委員会を設  
置して、調査研究をして参りたいと考えるものであります。

どうか議員各位の理解と、ご賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明  
といたします。よろしく申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

( な し )

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

議 長 本会議を休憩いたします。 休憩時刻10時12分

本会議を再開いたします。 再開時刻10時18分

議 長 日程第4、発議案第5号 厚岸町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員朗読を行います。

議事係長 職員朗読（朗読内容省略）

議 長 提出者であります高橋議員より提案理由の説明を求めます。

1 番 1 番 貴重な時間を大変恐縮に存じます。

ただいま上程いただきました発議案第5号 厚岸町議会議員の報酬及び費用弁償等  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明を申し上げます。

提案の内容につきましては、10月19日開催の議員協議会で協議いたしました、私共、  
議員の期末手当の0.3カ月削減と、議員報酬の支払方法の条文化でございます。

現下の経済情勢を考えた時、期末手当の0.3カ月削減はやむを得ないものと考え、提  
案した次第であります。

どうか議員各位の理解と、ご賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明  
といたします。よろしく申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

( な し )

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)  
 ご異議なしと認めます。  
 よって本案は原案のとおり決しました。

議 長 日程第5、議案第64号 財産の取得について、日程第6、議案第65号 財産の取得について、以上2件を一括議題といたします。  
 職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
 環境政策課長。  
 議案第64号、議案第65号 提案理由の説明 (説明内容省略)  
 これより質疑を行います。  
 3 番 一つは、この二つの物件については、予算措置は当初で調整交付金が5,500万円、それに町費を100万円、一般財源として予算措置がされていますね。  
 それからその時点での説明では、議案第65号についてはベルトコンベアーという事になっておりましたが、これが油圧ショベルという事になってますね。その事について先ずお伺いします。  
 議 長 環境政策課長。  
 環境政策課長 お答えをさせていただきます。  
 当初、付属機具といたしましてゴミを埋立処理するためのベルトコンベアーという事で、予算計上をさせて頂いたところでございますけれども、やはりこの油圧ショベルに変えたという事は、場内での各種作業に多目的に利用が出来る、という様な内部での論議がありまして、これに変えたという様な状況であります。  
 (「予算措置については」の声)  
 議 長 環境政策課長。  
 環境政策課長 当初計画におきましては、ベルトコンベアーという中身でありまして、先程申し上げました様な内容で、油圧ショベルに変えて行ったという様な事がございまして、この予算の中身につきましては、12月の議会で項目の変更をさせて頂きたいと思っておりますので、ご理解頂きたいと思っております。  
 議 長 3番。

3 番 私が聞いているのは、5,600万円の予算措置については間違いないんですね。その事を聞いているんだよ。  
 3回しか聞けないんだから、答弁したかい。  
 座れないんだ、座ったら3回になる。

議 長 答弁もれとします。  
 環境政策課長。  
 環境政策課長 申し訳ありません、再度ご答弁をさせて頂きたいと思っております。  
 この予算につきましては、5,600万円で計上をさせて頂いております、今回決定というか入札額につきましては、5,596万5,000円に両方でなるという事でございます。  
 議 長 3番。  
 3 番 だからおかしいんでないですか。5,600万円の予算で競争入札を行って、99.93パーセントの金額で契約されているわけですよ。何社が入札に参加して、それぞれの入札価格は幾らだったんですか。  
 そんなおかしなあれはないでしょう。35万円しか開きがないんですよ、予算価格と予算と、おかしいじゃないですか。明確に答弁してください、具体的に。  
 議 長 環境政策課長。  
 環境政策課長 この入札に当たりましては、破砕機につきましては三社による指名競争入札でございます。それぞれの入札の金額でございますが、ちょっと消費税が入っていない価格で申し訳ありませんけれども、一位の小松道東が4,380万円、二位のものについては4,400万円、それから同じく4,400万円という事で。それから油圧につきましては、一位の小松道東につきましては950万円、二位のものについては960万円、三位が980万円、四位が1,064万円でございます。それから五位は1,065万円になります。  
 (「それだけでは納得できない、35万の開きしかないんだよ予算と。予定価格の設定はどうだったの。」の声)  
 議 長 環境政策課長。  
 環境政策課長 こういった機械機具等の予定価格の組立につきましては、事前に何社かからの予定の見積を取りまして、そういった予定価格の参考にするという方式でございまして、一般の土木建設工事と違いまして、なかなか予定価格の設定というのは難しいという様な状況から、こういった方法を取らせて頂いているという事でございます。

議長 3番。納得出来ませんよ、そういうあれでは。資料を出して、きちんと説明してください。

3番 議長 暫時休憩いたします。 休憩時刻10時40分  
再開いたします。 再開時刻10時49分

議長 助役。  
助役 大変貴重な時間を濟みません、申し訳ございません。

課長から説明をしてございますように、この二件の物件につきましては、先ず一件目の破砕機、これにつきましては予定価格が4,599万円ですね。それで油圧ショベルが997万5,000円、これを足しますと5,596万5,000円で予算の範囲内です。

本来でありますと補正議会等できちんと組み替えをして、そして発注すべきが本来でございますけれども、たまたま急を要してこの物件と一体で発注する事によって、安くなるという事もございましたので予算の範囲内で、組み替えは12月の定例会議会でいたしたい。その様な形でもって発注させて頂いたと。

実はこの破砕機でございますけれども、当初予算では大体125馬力。これは浜中町で昨年、同じ防衛庁の調整交付金で買ってございます。それでその時の浜中町での契約金額は4,530万円という事でございます。それで予定価格を設定する時に、参考見積を取ります。その参考見積を検討して予定価格を決定するわけでありまして、その時点である業者からワンランク、浜中よりもワンランク上の230馬力、今回入れたんですけれども、その230馬力で参考見積が4,599万円でありました。私共といたしましては、出来るだけ能力が高い方が、安くまた入りますから、そういう事を勘案すると、この機種を入れた方が良いだろうという事で、230馬力を入れたわけでありまして。

結果的に破砕機で三社による指名競争入札をやった結果、たまたま予定価格と同額の物が入ったと、落札したという事でありまして。また、油圧ショベルにつきましても、浜中では87馬力で昨年買ってありますが、1,150万円で購入してございます。私共の方は997万5,000円ですから同じ馬力数であっても、安く私共町の方としては契約をさせて頂いていると。何故こう下がるかという、やはり非常にこういった特殊車両なものですから、メーカーが競争をするんですね。その様な結果ではないのかなと、私共は押さえております。決して、おかしな方法で対応したわけではないということをご理解頂きたいと思っております。

(「3番」の声)

議長 一回オーバーですよ。特別に許します。

3番 答弁で談合がありましたとか何とかと、そんな答弁が出来るわけないんだから、そんな事は絶対ありませんというのは当然の話なんだ。

しかしながら中身は分かりましたけれども、今後、やはり入札制度の改善であるとか、予定価格の公表であるとか、この様なものはきちんとあなた方が今後のあり方として、明解なものを出して頂きたいと。

たまたまこの様に指摘をして、ある程度明らかになったけれども、やはりおかしいですよ。だからその点、今迄の入札制度のあり方、或いは予定価格については公表しないと、これは事前事後とも公表しないという建前で来ましたが、現在は予定価格も公表すると、入札制度も改善しますという様な事で進んで来てますね。そういう事でひとつご答弁を頂いて、終わりたいと思います。

議長 助役。  
助役 入札制度、入札の方法につきましては、今の質問者も言われております事前に予定価格の公表、或いは事後の公表という事を含めて透明性のある契約という事で、それぞれの自治体市町村で検討したいと思っております。私共につきましても、そういった透明性のある契約、入札制度、契約制度、この様なものに対応していきたいと云う事で今、内部で検討会を開催して対応しようという事になっています。

ただ、予定価格の公表につきましても、実際にどれだけ競争という視点から行くと、どれだけ効果があるのかという様な問題も実はあるんですね。最近では道の農業土木の関係で新聞に出ておりますけれども、公表した事によって1割何パーセントが5パーセント程度に下がったという様な事もありますけれども、そのへんはもっと僕らも検討しなければいけないのではないかと、今それぞれ担当者の方では研究しているところなんです、はたしてどれだけ効果があるのかという問題はあります。

そんな事も含めまして質問者が言われましたように、私達もいかに透明性を確保するか、競争性を確保するか、という事で対応して参りたいと考えてございますので、ご理解をして頂きたいと思っております。

議長 他に質疑ありませんか。  
(なし)

議長 なければ、質疑を終わります。  
初めに、議案第64号についてお諮りいたします。

議論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号についてお諮りいたします。

議論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7、議案第66号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第8、議案第67号 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

議案第66号、議案第67号 提案理由の説明 （説明内容省略）

議 長 これより質疑を行います。

11番。

11 番 ここでお尋ねしたいのですが、第4条（給料の支給）の第3項なのですが、最後の方に「給料月額をその月の現日数で除して得た額を基礎として日割によって計算する」となっているのですが、この「基礎として」というのは要らないのではと思うのですが、これはどうしてこのようになるのか説明をお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 四役の給料月額につきましては、それぞれ役職毎に定まっているわけでありましてけれど、これを支給する場合にベースになるのは、その給料を例えば今月ですと30日ですから30で割った給料を、給料月額を30で割った金額がベースになります。それを月の初めから勤務をした日までの日数を掛けて計算する、という意味でありますのでベースになるのはあくまでも、給料月額割るその月の現日数という事でここに「基礎として」という文言を入れさせて頂いております。

議 長 11番。

11 番 分かるんですが、そうであれば例えば2月であれば28日であったり29日であったり、31日の月もありますね。そのへんを少し明確にして、例えば30なら30で割るですとか、はっきりした方が良いのではないかと思うんですよね。28しかない月は日数で割ると多くなるわけでしょう、31で割ると少なくなるし。ですから30で割って幾らですとか、その「基礎として」という所をもう少し明確にした方が良いのではないかと思うんですが、そのへんはどうなんですか。

議 長 総務課長。

総務課長 この条例の改正に当たっては、既に日割計算を以て支給すると改めております、自治体の条例等を参考にさせて頂いております。ここではご質問者の言われますとおり、給料月額を30で割るという様に規定している自治体もございます。それから私共が今回提案させて頂いたとおり、その月の現日数で割り返す、それをベースとして勤務日数で掛けて得る、という二つの方法を規程している様であります。

これはそれぞれ考え方だと思うんです。月によっては28日の月もありますし、31日の月もありますし、という事で厳密に30日と規定するよりは、その月々の実際の日数で割返した方が、より厳密であろうと判断をいたしまして、この条例案で上程をさせて頂いたものであります。

議 長 他に質疑ありませんか。

（な し）

議 長 なければ、質疑を終わります。

初めに、議案第66号についてお諮りいたします。

議論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号についてお諮りいたします。

議論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第9、議案第68号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第10、議案第69号 厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 議案第68号、議案第69号 提案理由の説明 (説明内容省略)

議長 これより質疑を行います。

3番。

3番 一つは今、提案理由の説明の中で仰っておられました、もう一回お伺いしたいのは、期末手当を0.3カ月分削減をするという事になるんですね。これらを合わせて金額として幾らになるのか、4,572万5,000円ですか。そのへんをもう一回お答え頂きたいと。

ベースアップが人事院勧告でいくと、0.29パーセントか0.28パーセント位ですね。期末手当については0.3パーセントの減額で、人事院勧告で初めて年収がマイナスになるという事になったわけですね。

そういう点で一つは人勧に準じて、町は報酬審議会に諮問をして答申を得て、この提案をなさっておられると思うんですけども。人勧がそもそも代償機関であったんだけど、その機能が失われて、準拠するのは民間の賃金だと。本来は国家公務員や地方公務員法で、公務員の賃金を決める時に準拠するのは民間の賃金だけではないですよ、五つありますね。その中で民間の賃金だけを引き出して、そして比較しているという面があるんですが、こういう点についても私は矛盾があるのではないかと。

そういう事が3,000万円なり4,000万円なりの額が減収になるという事は、一つは今の長引くこの不況。最大の問題としては個人消費の冷え込みという事がありますが、そういうものが一層冷え込んで行くのではないかと。そういう観点からいって、今回の人勧は現実に合っていないと私は思うんです。

それと今、役場で働いておられる皆さんもですね、大変な先行き不安があるのではないかと。年金については現在、国会で審議中ではありますが、年齢は65歳にならないと年金が当たらないという様な状況が決まりますね。更には来年の4月からは介護保険料が、役場の公務員の場合には共済ですか、これに上乘せをして徴収されると。介護保険にしても今まで論議をしているけれども、実際に払った保険料に見合うんですね、将来、介護が受けられるのかどうかという点では、多大な不安があるわけですね。その

様に先の見通しが全く見通せないような状況の中にあると。

更に0.3ヶ月分のカットだと。これが口火になってですね、更にどんどん拡大して行くのではないかと、或いはリストラがやられるのではないかと、この様な不安も私はあるのではないかと。そういう点からいって、今回の人勧に基づいて諮問をなさって答申を得て、議会に提案という事について理事者の甚だ疑問だと感じるんですが、その点についてお聞かせ頂きたいと。

戦後、3回目の地方財政危機と言われております。考えてみますと財政危機も一つは、今はどこでも期末手当のカットであるとか、或いは定期昇給の停止であるとか、停止の年齢を引き下げるとかですね、色んな問題が出て来ていますよね、それぞれの自治体で。

その口実の一つとしては、財政危機だと言われてはいるんですが。財政危機とは一体、職員の責任なのかどうなのかという問題だつてあるわけでしょう。この財政危機はどうしてこの様になって来たのかという問題については、確かに人件費が占めるウエートは大きいですよ。しかしながら人件費は、私は前から言っておりますけれども、厚岸町で人的なサービスが占める割合が非常に大きいわけですね、自治体の行政というものについては。当然、人件費はイコール事業費と言っても、私は過言ではないのではと思いますよ。だってその人達が働かなければ、居なければ、行政が成り立たないわけでしょう、ちょっと極端な言い方かもしれないけれど。そういう意味から言っても、財政危機だから人件費を減らすんだという様な方式では、本当の財政危機を抜け出すことは出来ないのではと考えるんですね。そのへんのお考えについてもお伺いしたい。

勿論、人件費の財源は町民の税金で賄われるわけですから、それでは幾ら高くても良いのかとはなりませんよね。少ない費用で効率ある、その様な行政をどう押し進めて行くかという問題が一つにありますから。これは町民の合意を得ながら進めて行く必要がありますけれど、今回の期末手当のカットについては、今申し上げた理由から私は賛成出来かねると思うんですが、まず理事者のご答弁をお伺いしたい。

議長 町長。

町長 町職員の給料、或いは期末手当等の決定に関しましては、今まで国家公務員の給与を勧告する人事院勧告に見習ってですね、それぞれの人事委員会、或いは報酬審議会等で諮問をし答申を頂いて、決定をさせて頂いているんですが、今まではどちらかと言うと、地方公務員或いは町村職員の給料が、国家公務員の人事院勧告に基づく決定額よりも低めであった事から、人勧並の完全実施を強く求められて来ておりましたし、私共も出来

るだけそうした人勸の完全実施に向けて努力をして来たつもりであります。今回ご指摘がありました様に、それぞれ手当の削減、或いはベースアップの延伸等があったわけでありまして、そういったしますと、そうした人勸に見習うのはおかしいのではないかと  
言うご指摘については、今までのご指摘からするとかえって矛盾をするのではないかと  
思いますし、私も今までこうした人件費の問題が議論される度に、私自身も人件費は事  
業費だという認識に立っているという様にご答弁を申し上げておりますが、厚岸町の役  
場職員が他町村の職員に比べて低いという実態は決してありませんし、かえって町内の  
民間の給与体系から見るとまだ上の方だ。したがって今回の期末手当の3パーセントカ  
ットについては、これは職員も住民にも納得して貰える線だ、そういう事で報酬審議会  
にも諮問をいたしましたし、答申を頂いて今回上程をさせて頂いているわけでありませ  
し、議会自らも発議として既に3パーセントカットが議決されておりますし、そうした  
諸々の情勢下では、職員にもこの程度の痛みは耐えて貰わなければならないと思いま

議 長 3番。  
3番 妙な事を言ってるんだよね町長。従来、組合が理事者と話し合いをして納得をしたと  
いう点では、これは少々問題があるというふうに思っているけれども賛成はして来ましたよね。  
その点と矛盾しているという様な事を貴方は仰りたいんだと思う。

しかし、さっき言った様に今回初めてマイナスの人勸になったわけですよ、これはお  
かしいのではないのか。本来、代償機能として人事院の勧告が出される様になりました  
よね。本来は対等に話し合って、そして労働条件を決めるべきが筋合いですよ、これ  
は。そうではなくてそういう措置が講じられたと。しかし、民間の賃金が下がったから  
それに準拠して、年収そのものがマイナスになるという勧告が出された点についてです  
ね、私は納得がいきませんという事を言っているんで、何も従来からの主張に矛盾があ  
るわけではないんですよ。

それからね、町長、特別職と一緒にして論議して貰っては困ると思う。一般職は0.3  
パーセントの他に12月分と6月分、3月分ですか例年の、更に削り込まれるわけでしょ  
う。そういう点で少なくともですね、やはり働いて本当に気概を持って、誇りを持って  
働いて貰うという点で職員の事を思えばですよ、私はやはり今回の期末手当のカットは  
ですね、すべきではないと思います。同じ事を繰り返し繰り返し申し上げてもあれです  
が、最後にもう一回ご答弁を頂いて終わります。

議 長 総務課長。

総務課長 我々公務員の給与に関しましては、ご指摘のとおり勧告に当たってどういう方式が取  
られるかという事で、それぞれ議論をされている様であります。公務員に関しまして  
は市場原理による決定が非常に困難であるという考えから、民間給与に均衡させる方法  
で決定するのが最も合理的ではないかという事で、この方式を取っているという事であ  
ります。

今回の人事院の勧告に当たりましては、全国の企業規模にいたしまして100人以上、  
かつ事業所規模で50人以上の民間事業所、約3万6,000から統計書法を用いたり、或いは  
職員が直接出向きまして、その内無作為に抽出し7,600の事業所を対象といたしまして  
調査を行って来ております。これは全国26都市で有識者、或いは中小企業の経営者、或  
いは労働者側、各階各層との意見を交えまして近年の雇用情勢でありますとか、企業の  
リストラでありますとかという状況を勘案し、行政職員といたしましてもこれらの経済  
雇用情勢を厳しく受け止める必要、そういう姿勢を示す必要があるのではないかという  
事から、今回この期末手当の0.3ヶ月分のカットをさせて頂く事で、条例案を上程させ  
て頂いたものであります。

なお、平成11年度と12年度の支給割合に関しましては、相対では変わりはありません。  
先程も説明をさせて頂きましたとおり、本年度に限り6月期の期末手当は既に支給  
済みでありますので、これを12月期と3月期で0.3ヶ月分カットという事で、内容を説  
明させて頂いていますとおりであります。

金額につきましては、2回目の質問でご質問がありましたけれども、一般会計では  
3,022万9,000円、それからその他、病院等の会計を全て含みますと4,574万5,000円とい  
う計算になります。以上であります。

議 長 他に質疑ありませんか。

なければ、質疑を終わります。

初めに、議案第68号についてお諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「討論あり」の声あり)

議 長 討論があるんですか。

(「討論あります」の声あり)

議 長 ご異議がありますので、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。



本年の第1回定例会の一般質問でこの件に関して論議をしていますが、その時の答弁によりますと、これについては万全の態勢を取ると言うお話がございました。それで当然、所謂2000年問題について、万が一の事態に対処する危機管理態勢というものは、町において整っているものと拝察するところではありますが、どの様になっているのかそれについてお聞かせ頂きたい。

特に町及び各機関においてどの様な体制、どの様な方策をとっているのかという事についてお聞かせを頂きたい。

それからその体制・方策には停電という事態が要素として組み込まれているかどうかについて、お聞かせを頂きたい。過日、隣町の都市で約36時間にわたる停電がありまして、非常に生活の全般にわたり予期せぬ事態というものがありましたので、この点について特に重点にお聞きするわけです。

それから色々なニュースやその様な所で聞いておられますと、その前に失礼しました。

この停電につきましては政府で、この前、新聞全面広告を使いまして、万が一この様な事があるかもしれないので、その時にうろたえない様に各家庭においても、きちんとした対策を考えて貰いたいという警告が出ました。その中で見ておられますと、懐中電灯を用意すれとか諸々書いてありまして、停電という要素は政府においても十分に意識していると思われますので、あえて申し上げるわけです。

それから3番目といたしまして、ニュースや色々なもので聞こえて来ます、各地において、特に人命に直接関わる施設という様な所がニュースの対象になりますが、例えば救急、消防、病院、或いは特養の様な所ですね。そういう所では当日は31日の昼頃から、機関によって違いますでしょうけれども、それから1月1日の昼過ぎまでは総員が出動して、万が一の時には人力を以てこれに当たる体制を取る、という様な事を発表しているものが色々出ております。我が町においてはその様な点は、どの様な体制を以てこれに当たろうとしているのか、その点についてもお聞きしたい。

それから4番目といたしまして、政府からその様な広報が出ているんですが、今、停電ひとつ考えましても、東京を中心として考えますと懐中電灯の用意ですとか、或いはマンションの様な所に居ますと水を屋上まで汲み上げてそこから下ろしますから、電気が停まると水が停まるという事が一番最初の問題になるようです。しかし12月31日から1月1日にかけてという真冬でございますので、厚岸町の場合には個人レベルで言いますと、先ず暖房ではなかろうか。電気が停まるとほとんどの暖房装置は動かなくなる、

と考えてよろしいのではないかという気がいたします。

それでやはりその地域その地域、我が町には我が町の特有の気をつけなければならない問題が色々あるかと思いますので、政府でこの様に出しているから良いんだ、とはならないのではないかという気がいたします。それで必ずあるんだよという問題ではありません、危機管理ですから万に一つという事です。無くて随分空騒ぎをしたなという事で終われば、こんなに良い事はないわけですが、ただ、虚を突かれるという事がないように、これは町レベルでも勿論きちんとした体制を取らなければならないし、個人レベルでもそれぞれ心構えと言いますか、対処をしなければならない問題であろうと思しますので、その点、町民に対して心構えの必要性を町としても解く必要があるのではないかと私は思いますが、その点はどの様にお考えになっていらっしゃるか。以上についてお聞かせを頂きたいわけでありませう。

議 長

町長。

町 長

只今の室崎議員の緊急質問にお答えをいたします。

今年もいよいよ残すところあと1カ月余りで、西暦2000年を迎えるわけでありませう。コンピュータが誤作動を起こす恐れがある、所謂2000年問題につきましては、これまで何度かご質問者からご指摘を受け、本会議においても取り上げられてきておりますが、本町においては6月から8月にかけて、総合行政システムの点検及び修正作業を行うとともに、7月21日には助役を本部長とする「厚岸町コンピュータ2000年問題対策本部」を設置いたしまして、各種の対策について協議を重ねてきております。

同時に、町の総合行政システムに関する模擬テストを行い、考えられるシステム上のトラブル回避に努めてきております。また、社会インフラ（電気や水道など）に問題が発生した場合の対応については、8月27日に「危機管理計画書」を策定し、各課に周知してこれに備える事としております。この計画書につきましては、9月3日に議会議長宛に送付させて頂いておりますので、閲覧を頂いておられるものと思っておりますが、行動計画として行政における問題への対応と、地域における問題への対応に区分をし、行政における問題につきましては、その業務名やシステム名、主管部署名を一覧にするとともに、対応業者名を明示し連絡体制を定め、それぞれ業務ごとに予想される障害の内容を明らかにして、万一に備える事としております。なお、障害によって即住民生活に影響が出ると予想される水道業務や病院業務などについては、年末年始にかけて点検・確認・待機の要員を配置する事としております。

次に二つ目のご質問であります「停電」という事態への対処についてであります、危機管理計画書の行動計画の内、二つ目として地域における問題への対応を謳っております。2000年問題に起因して発生する可能性がある「地域における問題」としては、身近な家庭用電気製品などに関するものから、広域に発生する社会インフラに関するものまで多種多様であります、これをレベル1から3までの3段階に区分けをして、予測される問題と対応を定めております。

先ず、住民生活に及ぼす影響が比較的小さいと思われる家電製品等の問題をレベル1とし、情報の提供や相談すべき窓口等について広報を行う事としており、既に「広報あつけし10月号」でお知らせをしておりますし、新聞やテレビなどマスコミでも大きくこの問題を取り上げておりますので、多くの住民の方々が関心を持って対策を講じられているものと思います。

また、住民の生命・財産や生活に比較的大きな影響を及ぼすと思われる、電気や水道などの社会インフラ問題については、これをレベル2として地域防災計画に準じた対策を適用する事とし、関係する職員には非常登庁を命じ、広報活動や給水活動を行うなどの対策を講じます。

更に、災害対策を必要とするような甚大かつ広域的なトラブルに対しては、これをレベル3として直ちに災害対策本部を設置し、全庁的にこの対応に当たる事としております。

11月2日未明に発生して約30時間停電となりました釧路市の例は、2000年問題に起因するものではありませんでしたが、真夜中であったことや冬場を迎えていることなど、私共に多くの教訓をもたらしたわけではありますが、特に2000年問題のトラブル発生日は大晦日から元旦にかけてでありますから、万が一トラブルが発生した場合は、暗闇の対策のほかに、ご指摘がありました暖房の対策も講ずる必要があります。

停電時のストーブの取扱いや電源を必要としないストーブの備えなども、住民の方々にお知らせしなければなりませんし、特に病院や特養につきましても、その対策を講じております。

次に、特に即人命に関する施設・機関の対応についてであります、先ず、有事の際に即座に対応するために中心的役割を担う役場におきましては、大晦日の夜から元旦にかけて通常の夜警員のほかに職員を配置するほか、病院や特養につきましても同様の対応をすることとしておりますし、消防におきましては常に24時間の緊急体制を取っており

ます。警察署では通常の年より当直要員を多くし、例えば停電で信号機が点滅しなくなった場合は、警察署員によって対応することとしていると聞いております。

いずれにいたしましても、前段で申し述べましたようにその状況によっては、災害対策本部を設置し、職員には非常登庁・非常配備を命じて対応することとしております。

次に、町民に対する周知についてであります、既に「広報あつけし10月号」でお知らせをしたほか、12月号でも再度お知らせすることとしておりますし、防災行政無線による広報も考えております。

また、政府は国民の混乱を防止する目的で、生活に密着した注意・点検事項の一覧を作成し、全国の家庭に配布するという方針を閣議決定しているとのことであります。

加えて、電力会社によりますと、電力の供給は時々刻々と変化する電気の使用量に合わせて発電出力をコントロールしており、電気設備の制御機能は日付情報を必要とせず、使用をしていないとのことであり、これについてはマイクロチップ・レベルまで調査済みで問題のないことを確認しており、停電などの供給に支障が生じる恐れはないとしておりますが、なお、万が一不測の事態が発生した場合には、待機要員・連絡体制を強化して対応を図るとしております。

いずれにいたしましても、いたずらに不要なパニックをあおらないように配慮しつつも、住民への周知と事前の備え、有事の際の対応について万全を期して参りたいと考えております。

議 長 10番

10番

今、お聞きしまして、非常に全般的に町として出来る限りの体制を取ると、そしてそれなりの色々な方策を作っているという事が良く分かりましたので、よろしくお願ひしたいという事です。

それから最後に町長さんが仰ったように、いたずらに不安をあおってしまったのは駄目だと言う事は仰るとおりだと思います。ただ、所謂ノストラダムスの何とかいう様なものとは基本的に違いますので、起こるかもしれないという確立は否定出来ないわけですね。ですから万が一に備える体制という事で、よろしくお願ひしたい。

それから今の電力会社の話でマイクロチップの話が出てきたんですが、ソフトに関してはどの機関についても、少なくともこういう必要な物については点検してあると思うんですが、マイクロチップというのは高集積回路、超高集積回路といわれる物は、どこにどんな物が入っているか全く分からないそうですね。ですから全部の点検という事は、

それは電力会社がやったんでしょけれども、通常の機関ではまず無理であろうと言われていて、人によってはどこに埋めたか分からない地雷と同じだと言う話をしていますね。ですからどの機械、今、あらゆる機械に例えば我が家の電気釜や扇風機にだってマイクロチップが入っているわけですから、どの機械がどの様な状態になるのかというのは、なってみないと分からない部分は否定出来ないわけですから、特に人命に関する機関では、所謂、正常に動いているはずの機械が、急に動かなくなるという事態がないとは言い切れないわけです。その点については十二分な、その場合には人力によってカバーするより方法がありませんから、その点については十分お願いをしたいという事があります。

それからその他につきましては、非常に広範にかつ周到に計画を立てられていらっしゃるという事をお聞きいたしましたので、一応安心いたしまして、これで質問を終わりたいと思いますが、特に再度のご答弁をお願いしたい。

議長 町長。

町長 こうした危機管理には、これで良いという事は決してありませんので、万が一に備えてあらゆる事態を想定しながら対応出来るように、今後も十分に注意をしていきたいと思っております。

議長 良いですか。

(「はい」の声あり)

議長 以上で、室崎議員の緊急質問を終わります。

議長 以上で、本臨時会に付議された議案の審議は、全部終了いたしました。

よって、平成11年厚岸町議会第4回臨時会を閉会いたします。 閉会時刻11時52分

厚岸町議会

議長

---

署名議員

---

署名議員

---

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成11年11月22日